

岩手県告示第168号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年2月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年1月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社フタバ
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字沖20番地2
 - ウ 代表者の氏名 丹野典
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第5164号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年1月25日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年2月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社高橋住建
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市新田224番の1
 - ウ 代表者の氏名 高橋幸徳
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第8593号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年2月8日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年1月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 日之出産業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大沢河原三丁目8番27号
 - ウ 代表者の氏名 中吉睦男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第9417号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年1月7日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年1月22日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉建設
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町西安庭第43地割74番地41
 - ウ 代表者の氏名 千葉拓磨
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-26）第20043号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年1月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出が

あり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年1月18日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社MKコーポレーション

イ 主たる営業所の所在地 釜石市鶴住居町第8地割16番地1

ウ 代表者の氏名 小林正樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第110096号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年1月15日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成28年1月20日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 松田電気株式会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸市金田一字馬場44番地1

ウ 代表者の氏名 松田博明

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第150021号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年1月19日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成28年1月19日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 マルカツ塗装工業

イ 主たる営業所の所在地 八幡平市堀切第9地割38番地2

ウ 代表者の氏名 島田勝廣

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第160027号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成27年12月24日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。